

資料9

令和3年7月16日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

令和2年10月1日から令和3年6月30日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等	4	4
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	5	4

※件数と業者数が一致しないのは、1業者に2つ指名停止理由があるからである。

2 指名停止一覧(令和2年10月1日～令和3年6月30日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別	
1	株式会社東建築設計事務所	令和3年1月13日から	令和3年10月12日まで	(9か月)	3 契約履行成績不良等 および 5 契約違反 契約に違反し契約の相手方として不適當であると認められるため。	区外	工事
2	株式会社小島工業所	令和3年1月26日から	令和3年4月25日まで	(3か月)	3 契約履行成績不良等 練馬区発注の工事請負契約の工事成績評定で不良として指摘されたため。	区内	工事
3	株式会社吉原組	令和3年3月11日から	令和3年6月10日まで	(3か月)	3 契約履行成績不良等 練馬区発注公共工事の施工にあたり、契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区内	工事
4	株式会社岸本総合計画事務所	令和3年5月21日から	令和4年4月20日まで	(11か月)	3 契約履行成績不良等 練馬区発注公共工事の施工にあたり、契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区内	工事